

令和6年度山口県立山口博物館友の会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、山口県立山口博物館友の会(以下「友の会」という。)とします。

(目的)

第2条 この友の会は、山口県立山口博物館の展覧会等を通じて、山口県の自然や歴史、また、産業など科学技術に広く親しんでいただくとともに、博物館活動の発信に参加していただくことで、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

(事務取扱い)

第3条 この友の会に関する事務は、山口県立山口博物館に設置する特別展実行委員会事務局(以下「事務局」という。)が行なうものとし、窓口は山口県立山口博物館に設置するものとします。事務局は、山口県立山口博物館が運営するものとします。

(会員)

第4条 会員とは、本規約を承認の上、事務局に友の会入会の申し込みを行い、事務局が入会を認めたものをいいます。

2 申込期間は、令和6年4月23日(火)から令和6年8月25日(日)とします。

- 3 会員が資格を有する期間は、事務局が入会を認めた日から、令和7年3月31日まで（以下「会員期間」という。）とします。

（会費）

第5条 会費は一般1,150円、学生（19歳以上）は750円とし、会員は事務局の定めた時期および方法により、会費を納入するものとします。ただし、年度途中で入会する場合においても同額とします。

- 2 （一財）山口県教職員互助会の名秀作展入館補助（年会費補助）券が利用できます。

（会員証の発行）

第6条 会員には、会員証を発行します。

- 2 会員証の所有権は事務局に属します。
- 3 会員証は、他人に譲渡若しくは貸与することはできないものとします。

（特典）

第7条 会員は、次のサービスを、所定の方法により利用することができるものとします。

（1） 特別展の観覧優待

1 回目の利用のみ無料とします。

（2） 常設展示、サイエンスやまぐちおよび企画展示の観覧優待

回数制限なく無料とします。なお、令和6年12月初旬から令和7年3月下旬の間、本館の工事のため利用できません。具体的な期間が決

まり次第、山口県立山口博物館の Web ページでお知らせします。

(3) 会員を対象とした事業やサービスの提供(メールマガジンの配信等)

(届出事項の変更等)

第8条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更が生じたとき

きは、その内容を事務局にすみやかに届け出るものとします。

2 会員は、前項の届出を怠ったために事務局からの送付書類等が延着

又は不到着となっても、異議を申し述べることができないものと

します。

(会員証の紛失、盗難等)

第9条 会員が会員証を紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちに事務局へ

連絡するとともに、所定の届出書を提出するものとします。会員証

は原則として再発行しないものとします。

2 紛失、盗難その他の事由により会員証が他人に利用され、会員が損

害を受けた場合において、事務局は、事務局に故意又は過失がある

場合に限り、責任を負うものとします。但し、事務局の軽過失によ

り会員に損害が生じた場合、事務局は、会員に現実に生じた通常か

つ直接の損害に限り賠償の責任を負うものとします。

(退会等)

第10条 会員が虚偽の申告、会員証の転貸、その他規約に違反した場合、

他の会員に迷惑をかけるなどして、会員としてふさわしくない行

為を行なった場合、または暴力団員その他反社会的勢力等、会員として不適切と認められたとき、事務局は、会員の資格を取り消すことが出来るものとしします。

- 2 会員はいつでも退会できるものとしします。退会する場合は事務局に届け出るものとしします。
- 3 退会又は資格の喪失が会員期間の途中であっても、会費は返還しないものとしします。

(個人情報の利用目的)

第11条 会員の氏名、住所等入会申込書に記載された会員の個人情報は、次の目的で利用させていただきます。

- (1) 会員を対象とした事業やサービスの案内
- 2 事務局は資格を喪失又は退会した会員の個人情報について、資格を喪失又は退会した年度の次の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の1年間、会員の個人情報、利用履歴を保有・整理し、次の目的のために利用させていただきます。

- (1) 会員管理ほか友の会に関する各種ご案内

(実行委員会の変更)

第12条 第3条に定める実行委員会による業務が終了し、実行委員会が変更となる場合、事務局は次年度に設置される実行委員会に、個人情報を提供することがあります。

(規約の改定)

第13条 本規約は予告なく事務局が改定する場合があります。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定めるものとします。

附則

この規約は、令和6年4月23日から適用するものとします。